

## 名古屋・尾張中部医療圏保健医療計画の中間見直しについて

### 1 趣旨

医療法第 30 条の 6 の規定により、医療計画は 3 年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは中間見直しを行うものとされている。

中間見直しでは、各項目のデータの更新や、記載内容の時点修正を中心に見直しを行う。

※新型コロナウイルス感染症対応に関しては、国において検討のうえ、「新興感染症等の感染拡大時における医療」として次期医療計画（計画期間：2024年度～2029年度）へ追加（「5事業」を「6事業」へ変更）する方針が示されていることから、次期医療計画の策定の中で検討する。

### 2 策定期間等

- 医療圏計画は、県計画と同じく 2021（令和 3）年度中に策定する。
- 中間見直し後の計画期間は、2023（令和 5）年度までとする。  
 ≪参考≫ 現行計画：2018（平成 30）年度～2023（令和 5）年度（6年間）

※ 2020（令和 2）年 5 月 12 日 厚生労働省通知

医療計画の中間見直しについて、「今般の新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を考慮し、（中略）見直しの議論を令和 2 年度内に終えることができず、見直し後の医療計画の適用が、令和 4 年度以降になっても差し支えないものとする。」

### 3 見直し体制

- 圏域保健医療福祉推進会議  
 ※今回は中間見直しであり時点修正が中心となることから、策定委員会は開催していない。
- 愛知県医療審議会医療体制部会で県計画との整合性等について審議・検討

### 4 今後のスケジュール

